

市県民税等申告相談

期間 2/17 (金) ~ 3/15 (水)

会場 市民交流センター (こもろプラザ2階)

問 市県民税申告相談について → 税務課 市民税係
確定申告、源泉徴収票、e-Tax について → 佐久税務署 ☎0267-67-3460

○申告相談受付時間が
変更になります

▶開場 8:30

▶受付開始 8:45

▶相談開始 9:00

毎週木曜日については、市民交流センターの休館日に伴い、申告相談は行いませんので、ご注意ください。

入場整理券の事前取得申込方法については、広報こもろ12月号(23頁)をご覧ください。



こちらから
詳細を
ご覧ください



申告が必要な方

▶市県民税の申告

令和5年1月1日現在、小諸市内に住所がある方は、基本的に市県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。

- 所得税の確定申告をする方
- 給与収入のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- 公的年金収入のみで、支払先から「公的年金等支払報告書」が市に提出されている方
- 確定申告や年末調整等で家族の扶養とされている方
- 遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方

▶所得税の確定申告

次に該当し、所得税が発生する方は、確定申告が必要です。

- 給与収入を年末調整していない方
- 営業・農業・不動産等の所得がある方
- 年末調整した給与以外に20万円を超える所得がある方

※これら以外にも申告が必要になる場合があります。
詳しくは佐久税務署にお問い合わせください。

▶佐久税務署での申告

次に該当する方は、書類審査等があるため、**佐久税務署での確定申告をお願いします。**

- 土地・建物や株式の売買(譲渡)があった方
- 家屋の新築・増改築・購入等で初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方(バリアフリー改修、省エネ改修等を含む)
- 暗号資産(仮想通貨)、FX、J-REIT 等がある方
- 損益通算を必要とする方
- 税務署から申告案内状が郵送された方
- 消費税の申告、贈与税の申告、青色申告の方
- 過年度の申告、亡くなった方の準確定申告をする方

事前に準備すること

- 所得税の確定申告をする方は、利用者識別番号を事前に取得してください。過去に取得された方は、その番号が使えます。
- 営業・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書をあらかじめ作成してください。
- 医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」をあらかじめ作成してください。

申告を忘れると…

所得額や税額は市・県・国の様々な制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金保険・保育料・市営住宅使用料等に影響を及ぼすことがあります。

申告相談会に際して…

- 詳しい日程・地区別の割り振りや必要な持ち物は、**広報こもろ2月号(来月号)**に掲載します。
- 新型コロナウイルス等感染症予防のため、来場の際は必ずマスクの着用をお願いします。入場の際にアルコール消毒による手指消毒をお願いします。また、非接触型体温計による体温測定を行います。ご協力いただけない場合は、入場をお断りする場合があります。